

愛犬と正しく付き合うために

～飼い主には大きな責任があります～



マナーを守って！
ペットと一緒に
楽しい生活



近年、犬を飼う家庭が増えてきました。今はペットと言うより、家族の一員として接する人が多くなっているようです。

その一方で、虐待を受けたり飼い主に捨てられたりする犬も多くいます。安易な気持ちで飼い始め、面倒を見切れなくなると捨ててしまう。そんな無責任な飼い主がいることも事実です。

これから犬を飼おうと考えている人は、まず、責任と愛情を持って飼えるかどうか良く考えてみましょう。

環境保全課生活環境係

☎ 236074

大崎市の現状

平成十九年十二月三十一日現在、市内の飼い犬登録件数は一万二千三百三十四匹。一方、平成十八年度に市内で大崎保健所に引き取られた犬は百四十七匹です。

また、大崎保健所管内で、毎年百匹以上の犬が、捨てられたことなどによるは徘徊で捕獲されています。このうち飼い主の元へ戻るのは二十四程度です。そのほかの犬は「処分」という悲しい現実が待っています。

保健所に飼い犬の引き取りを依頼する理由はさまざまですが、いずれもそれは人間の都合。生き物を飼うということは、毎日の世話など自分の生活に負担がかかります。それを十分に理解し、安易な気持ちでは飼わない、ということが大切です。

そして、さらに不幸な命を増やさない

催し 第八回大崎「動物愛護祭」

動物への感謝と愛護の気持ちを胸に、みんなで「動物愛護の碑」の前に集いましょう。

日時 四月二十六日(出) 十一時～十二時

場所 「動物愛護の碑」前 (吉野作造記念館築山広場)

対象 大崎管内の住民

大崎狂犬病獣医師会

代表 末永 ☎ 241274

いために、繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

人間と同じように、ペットにも尊厳命があるのです。

マナーとルールをしっかりと守って

苦情も多く寄せられています。「放し飼いの犬をどうにかしてほしい」「鳴き声がうるさい」など内容はさまざまです。犬を飼う人とそうでない人との間で、意識の違いなどからトラブルになるケースも少なくありません。ルールをしっかりと守る飼い主がいる反面、ルールを守らず、周りに迷惑をかけてしまう飼い主がいることも否定できません。

中でも放し飼いは法律で禁止されている行為です。飼い主の管理が届かない状態では、咬傷事故などにつながる危険があります。悲しいことに、昨年内では十件の事故が発生しています。散歩のときはもちろん、庭で飼うときも必ず口や鼻などでつなぎましょう。飼い主にとっては気にならないようなことでも、周りの人、特に動物が苦手な人にとっては苦痛に感じることがある、ということを理解してください。

飼い主のマナーの悪さから、飼い犬が悪者になってしまふことがあります。そうならないためにも「放し飼いをしない」「散歩中のふんの後始末をする」「基本的なしつけをする」などのマナーを守りましょう。

生涯家族の一員として

これから犬を飼おうと考えている人は次のことを考えてみてください。

毎日の世話(散歩やご飯、ふんの後始末)ができますか。

二十年近く生きる犬もいます。生涯愛情を持って飼い続けられますか。

人間と同様に病気になる治療費などがかることがあります。経済的な負担があることを認識していますか。

旅行や外出のときの世話は大丈夫ですか。自分の生活が制限される場合もあります。

これは犬に限ったことではなく、そのほかの動物たちにも言えることです。動物を飼う以上は、生涯家族の一員として、愛情と責任を持って付き合ってください。

犬の登録と狂犬病予防注射

生後九十一日以上以上の犬は、生涯一回の登録が法律により義務付けられています。犬の所有者や所在地が変わったとき、死亡した場合も市への届け出が必要です。また、犬の飼い主には一年に一度の狂犬病予防注射が「狂犬病予防法」により義務付けられています。必ず予防接種を受けてください(日程等詳細は「十一ページ」、会場で犬の登録も受け付けています)。

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物を飼う人は、動物の健康と安全の確保、動物が人の生命などに害を加えないこと、人に迷惑を及ぼすことのないようにするなど、さまざまな責任を負うと定めています。

愛犬と楽しく過ごすために、飼い主の責任について深く考え、しっかりと責任を果たしましょう。

お知らせ

4月1日から犬・ねこの引き取りが有料になります

引き取りが市から県に移譲されることに伴い、有料になります。

- ◎引取場所 大崎保健所(大崎合同庁舎内:古川旭四丁目1-1)
- ◎引取日 毎週水曜日(原則)の9時～12時、13時～15時
- ◎料金 県証紙で納入
生後91日以上(成犬・ねこ)1匹 2,000円
生後90日以内(幼犬・ねこ)1匹 400円
※県証紙は、銀行や合同庁舎・保健所内でお求めください。
- ◎持ち物 ①印鑑
②鑑札・注射済票など登録が確認できるもの(成犬のみ)

大崎保健所食品薬事班 ☎ 91-0710